

中国における輸出管理 - 日系企業等の輸出管理リスト及び注視リストへの掲載 -



弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

中国商務部は、2026年2月24日、「中華人民共和国輸出管理法」（以下「輸出管理法」という。）及び「中華人民共和国両用品輸出管理条例」（以下「両用品輸出管理条例」という。）に基づき、日本の企業及び大学等の合計20のエンティティを輸出規制管理リストに掲載した。これらの公告により、中国の輸出業者に対し、当該エンティティに対する輸出を禁止し、現在進行中の取引についても即時に中止するとともに、特殊な状況において輸出が必要な場合には商務部に対して申請するよう求めた（商務部公告2026年第11号、以下「第11号公告」という。）。

また、中国商務部は、同日、輸出管理リスト掲載のエンティティとは異なる合計20のエンティティを注視リストに掲載した。これらのエンティティは、両用品（軍民両用が可能な材料等）の最終ユーザー、最終用途が確認できないとされ、中国の輸出業者に対し、当該エンティティに対して両用品を輸出する場合、誓約書等の提出を求め、厳格な審査を実施するよう求めた（商務部公告2026年第12号、以下「第12号公告」という。）¹。

第11号公告及び第12号公告は、いずれも輸出管理法及び両用品輸出管理条例に基づくものである。

第11号公告は、輸出管理法第18条が根拠となっている。同条によれば、以下のいずれかに該当する場合には輸出管理リストに掲載できるとされている。

- ・最終ユーザー又は最終用途の管理要求に違反した場合
- ・国家の安全と利益を脅かす場合

・テロリストの目的に利用される場合

中国の輸出事業者は当該リストに掲載された輸入業者や最終ユーザーと取引をしてはならないとされ、特殊な状況において取引が確実に必要となる場合には、国家の輸出管理部門に対し申請しなければならないとされている。

次に第12号公告は、両用品輸出管理条例第26条が根拠となっている。同条によれば、商務部は、両用品の最終ユーザー及び最終用途の確認を行い、関係する組織や個人はこれに協力しなければならないとされており、輸入業者や最終ユーザーが規定の期限内に調査に協力せず、または関連する証明書類を提供しないことにより、最終ユーザーや最終用途の確認が困難となった場合、注視リストに掲載できるとされている。

中国の輸出事業者は、注視リストに掲載された輸入業者や最終ユーザーに対して両用品を輸出する場合、包括的な許可申請や情報の登録はできないとされ、単発の許可を申請する場合も、リスク評価報告書を提出し、かつ誓約書を提出しなければならないとされている。

また注視リスト記載のエンティティが調査に協力し、最終用途を無断で変更したり、第三者へ無断で譲渡したりするなどの事実がないことが確認された場合、商務部は注視リストから除外できるとされている。

特殊な事情によりリストに掲載されたエンティティとの取引が必要となった場合、当事者からの申請を受けて、商務部は、両用品輸出管理条例第17条に従い、両用品の輸出許可申請を受理した日から、単独でまたは国家の関連部門と共同で、輸出管制法および本条例の規定に

¹ 輸出管理リスト及び注視リストは以下の URL を参照されたい。

輸出管理リスト：

http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2026/art_cfacd88ebce04b4c8c55e2048b2ef088.html

注視リスト：

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_d37432417c264da3b957c452e335df24.html

基づき申請内容を審査し、45営業日以内に許可又は不許可の決定を下すとされている。国家の安全および利益に重大な影響を及ぼす両用品の輸出については、国務部は国家の関連部門と共同で、国務院の承認、または国務院および中央軍事委員会の承認を仰がなければならない。これら機関の承認が必要な場合、45営業日の制限を受けない。また商務部が輸出許可申請の審査を行うにあたり、法律に基づき、物品の鑑定、専門家への意見聴取、または輸出経営者や最終ユーザーへの実地調査を行う必要がある場合、それらに要する時間は45営業日には算入されないとされている。

では今回のような公告は、これまで中国においてどの程度出されているものなのか、これまでに出了された公告を以下の通りまとめてみた。

実施時期	対象国・地域	エンティティ数	公告番号
2025年1月2日	アメリカ	28	商務部公告 2025年第1号
2025年3月4日	アメリカ	15	商務部公告 2025年第13号
2025年4月4日	アメリカ	16	商務部公告 2025年第21号
2025年4月10日	アメリカ	12	商務部公告 2025年第22号
2025年7月9日	台湾	8	商務部公告 2025年第35号
2025年9月25日	アメリカ	3	商務部公告 2025年第51号

いずれも輸出管理リストへの掲載であり、注視リストへの掲載は、第12号公告が初めてのようである。両用品輸出管理条例第26条によれば、輸入業者や最終ユーザーが規定の期限内に調査に協力せず、または関連する証明書類を提供しない場合に注視リストに掲載できるとされ

ているが、今回掲載された会社がこのような協力を要請されていたのか、要請されていたとしてどの程度の期間を定められていたのか、どの程度協力されたのかは明らかではない。これらにつきいずれも明確な基準がないため、恣意的な運用がなされるリスクはあるといわざるを得ない。

上記のとおり、これまでも対象のエンティティが輸出管理リストに掲載されることはあったが、そのほとんどはアメリカを対象としたものであった。2025年以降にアメリカのエンティティを対象に出された商務部公告は、米中貿易摩擦の激化に伴う経済的対抗策として使用されたものであった。すなわち2024年12月、アメリカが中国の半導体生産能力を抑制するため、中国の140社を、アメリカからの技術輸出を禁止するエンティティリストに追加したため、それに対抗すると措置として出されたものであった。

したがって今回、中国の商務部が、日本のエンティティ20社を輸出管理リストに、またその他の20社を注視リストに掲載したことは、アメリカ以外の国に対する初めての厳しい対応であったといわざるを得ず、これまでの中国の方針からすると極めて異例な取り扱いではないかと思われる²。中国がかかる対応を採った理由について本稿ではあえて論じないが、国際経済を混乱させることのないよう予測可能性のある対応を切に望むところである。

以上

² 中国は台湾を自国の一地域であると考えている。なお台湾を対象にした商務部公告は、2024年末から2025年初頭にかけてアメリカが台湾に

大規模な武器売却や軍事技術を提供したことへの対抗策であると考えられている。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。